

十分の一税の確立とその展開

関 口 武 彦

十分の一税はイスラエル人の慣習にまで遡る。創世記にはアブラハムが分捕り品の十分の一を司祭王メルキセデクに納めたこと(一四・二〇)、ヤコブが収穫物の十分の一を神に納める誓いを立てたこと(二八・二三)などが述べられている。レヴィ記や民数紀略になると記述は一層詳細になる。レヴィ記は農作物、果実の十分の一のほか大・小家畜の十分の一の貢納を定め(二七・三〇―三三)、民数紀略は、遺産なきレヴィ人への十分の一の提供と、司祭アロンのためにさらにその十分の一の先取りを命じている(一八・二〇―二八)。新約聖書にも十分の一税にたいする言及はあるが、ここではパリサイ人の形式主義を批判するために十分の一税が引合いに出された。彼らは十分の一税の納入よりもつと肝心な事、すなわち正義と慈悲と忠誠の心を忘れていた。しかしもちろん十分の一税の納入をなおざりにしてよいわけではない(マタイ一三・二三、ルカ一一・四二)。こうして十分の一税はキリスト以後にも引き継がれてゆくのである。

信徒の数が増え、司牧に従事する聖職者が増加するにつれて、彼らの

生計維持の問題が浮上した。信徒の自発的な献金や寄進だけでは教会施設や調度品の維持費、司祭の生計費、貧者給養費、巡礼の接待費などを賄うのが難しくなり、四、五世紀には、十分の一税や初穂の納入を信徒の義務とする気運が高まった。しかし納入はまだ信徒の道徳上の義務にとどまり、当局による罰則を伴うものではなかった。フランク時代になると十分の一税の納入は教会罰を伴う信徒の義務とみなされ、カロリング朝期には世俗権力によって支持された強制課税になる。やがて在俗教会だけではなく、私有教会領主、さらには寄進を通じて律修教会もまた広く十分の一税を所有するようになった。本稿は、教皇改革が始まる十一世紀中葉までの十分の一税の史的展開過程を考察する。^①

一 第二マコン教会会議(五八五年)

十分の一税の確立史上、重要な意義をもつのはメロヴィング朝下の第二マコン教会会議(五八五年十月二十三日)である。^② オルレアンとブル

ゴーニユの王グントラムの承諾を得て、リヨン大司教プリスクスが本会議を主宰した。注目されるのは出席した司教の数とその司教座の分布である。十名の首都大司教（リヨン、ヴィエンヌ、ルアン、ボルドー、サンス、ブルジュ、オーシユ、ブザンソン、アンブラン、タランテーズの各大司教、四十四名の司教、十二名の司教代理が出席した。三管区（ナルボンヌ、トゥール、ランス）の司教を除くほぼガリア全域の司教が参加しており、本会議をガリアの総司教会議といっても誇張ではあるまい。グントラム王は本会議で決議された全二十条の教令を翌月の十日に勅令として公布し、司教、伯に通達した。本題との関連で注目されるのはカノン第五条である。これは信徒に十分の一税の支払いを強制した最も古いカノンの一つといつてよい。カトリックの信仰は現在危機に瀕しているので、それを原初の状態に戻さなくてはならないと前口上を述べたあとで次のようにいう。「神の法は、教会の司祭や聖役者の立場を考慮して、遺産のかわりにすべての民は彼らの収穫物の十分の一を聖所に納めるように命令した。これは司祭や聖役者が労働に煩わされずに正しい時間に聖務に専念できるようにするためであり、キリスト教徒たちはこの法を長いあいだ損なうことなく守り通してきたのである。しかし今ではほとんどすべてのキリスト教徒は、神が定めたことを遵守しないために次第に法の違反者になりつつある。したがって我々は次のことを定め、布告する。古くからの習慣が信徒によつて復興され、すべての民は教会の祭

儀に仕える者にたいして収穫物の十分の一を納めなくてはならない。司祭はそれを貧者の利益か捕虜の買戻しのために支出し、みずからの祈りによつて民に平和と救いを成就しなければならない。もしも救いにとつて極めて有益な我々の決定に反対する者があれば、彼は教会の肢体から永久に切り離されよう」³。

本条には *decima* が二度現れる。ここに述べられているのは十分の一税の新規導入ではなくてその再興である。十分の一税は神の法 *«leges divinae»* に由来し、救いにとつて欠くことのできない古来の習慣 *«mos antiquus»* である。それは遺産をもたない聖職者が俗事に煩わされずに聖務に専念できるように、信徒が教会に納めるべき税にほかならない。この点に旧約聖書の顕著な影響がみとめられよう（民教紀略第十八章参照）。本カノンは聖所 *«loci sacri»* に言及しているが、受洗聖堂についての具體的な指摘はない。また十分の一税の使途については貧者の給養と捕虜の買戻しの二つだけをあげているにとどまる。捕虜の買戻し *«captivorum redemptio»* は、すでに十八年前にトゥールで開催された管区教会公會議（五六七年）でも取り上げられていた。⁴ 第五条の文面から察するに、当時十分の一税の納入状況はかんばしくなかったようだが、本条は十分の一税の支払いをキリスト教徒の義務とみなし、その違反者に対しては教会罰をもつて臨むことを正式に宣言したのである。

二 十分の一税の確立

七世紀の西欧キリスト教圏において十分の一税はかなり浸透していたらしい。たとえばカンタベリ大司教テオドルスの贖罪規定書では、司祭と貧者をのぞいて十分の一税の支払いは慣習化しており、それは貧者と巡礼のために使われたという⁵⁾。敬虔な高位聖職者もこの慣習を守っていたことをベータの『イギリス教会史』が伝えている。リンデイスファーンの司教エアドベルトは「法に従い、毎年家畜の十分の一のみならず、すべての穀物や果物や衣服の十分の一をも貧者たちに与えた」⁶⁾。八世紀には、教皇ザカリアスがフランク貴族と民衆に宛てた手紙の中で十分の一税の用途について触れた。彼はここで十分の一税の四分法に言及している⁷⁾。その内容は、五世紀の教皇シンプリキウスおよびゲラシウス一世が述べた四分法⁸⁾、またグレゴリウス一世がアウグステイヌスの質問に答えた四分法の内容とは異なるが、貧者の救済と教会修繕に要する費用を賄うという点では四人は同意見であった。

カロリング朝期になると、十分の一税の納入義務は世俗権力によって強力に推進されてゆく。ピピン、カール(シャルルマーニュ)、ルイの三代九十年間(七五一―八四〇)年に十分の一税は確立したといつてよい。すでにピピンは七六五年頃にマインツ大司教ルルスに宛てた書簡の中で「各人は是非を問わず、彼の十分の一税を納付するように我が命令とし

De verbo nostro 周知させよ」⁹⁾と通達し、十分の一税の徴収に公権力の介入を明言した。これ以後十分の一税立法があいつぐが、我々はこれを国王の書簡、勅令、教会会議の教令をたどることによって明らかにしておこう。

カール大帝が王宮所在地エルスタル(リエージュ近郊)で発令した有名な勅令(七七九年三月)は既存の慣習を確認し、父ピピンの路線を明確に継承している。この勅令(全二十三条)には二種類のテキストが知られている。一つは共通版であり、もう一つはロンバルディー版である¹⁰⁾。後者の方がいくぶん詳細であるが、内容的に大きな差異はない。とくに注目されるのは、十分の一税について述べた第七条とノーナ・エト・デキマ(nona et decima)について述べた第十三条である。第七条は「各人はおのれの十分の一税を支払い、当税は司教の命令によって管理されるべし」¹¹⁾と規定しており、十分の一税に関する一般的原则を述べたものである。第十三条は次のように言う。「現在ケンヌス(年貢租)が支払われている教会領については、当ケンヌスと共にノーナ・エト・デキマが支払われなくてはならない。これまでケンヌスが支払われなかった教会領についても同様にノーナ・エト・デキマが支払われるべきである。五十戸からは一スー、三十戸からは六ドゥニエ、二十戸からは四ドゥニエのケンヌスが支払われねばならぬ。現在結ばれているプレカリアは更新される。プレカリアでない場合には、その旨が記帳されるべきである。我々

の命令によるプレカリアと教会領について自発的な意志からなされたプレカリアは区別されねばならない」と。すなわち「国王の命令によるプレカリア」(Precaria de verbo nostro)を教会領から割譲された王の従臣は、以前の土地所有者(聖界領主)にたいしてケンスとノーナ・エト・デキマの支払いを義務づけられたのである。プレカリアは更新されたが、ロンバルディーア版テキストはこの点について一層明確に「もし国王の命令によって「プレカリアが」当該教会に返還されないならば、これまでも同様に保有するべし」と述べている。国王の命令によるプレカリアの世襲である。司教・修道院領を収用してベネフィキウム(恩貸地)として貸与された土地が旧領主に復帰する可能性は低かったといえよう。⁽¹⁴⁾ 条文は、国王の命令によるプレカリアと教会独自のプレカリアを区別している。後者は「司教、修道院長の判断と裁量」⁽¹⁵⁾によって結ばれたものであり、契約は随意に取消しが可能であった。

すでにピピンの治世期に導入されたと考えられるノーナ・エト・デキマの性質をめぐる長い論争史がある。ノーナの世俗法的性質、デキマの教会法的性質を主張したシュトゥッツの見解、両者の教会法的性質を主張したアンバル・ド・ラ・トゥールやヴィアールの見解、さらにこれが世俗税であることを主張するG・コンスタブルの見解などがあり、まだ決着をみるにはいたっていない。⁽¹⁷⁾ ただはつきりしているのは、ノーナ・エト・デキマが直接生産者によってではなく「国王の命令によるプ

レカリア」を保有した王の従臣によって支払われたこと、第二に、ノーナ・エト・デキマの一体性は強固であり、ノーナとデキマがそれぞれ別の徴税役人によって徴収されたのではないこと、さらに第三に、当税は通常の十分の一税とはちがつて小教区教会ではなくて、司教座教会ないしは修道院に支払われたことである。そして最後に、この点はあとで述べるように、十分の一税が中世をこえて存続していくのに対して、ノーナ・エト・デキマは十世紀のあいだに消滅したことがあげられよう。以下において我々はノーナ・エト・デキマに、正確ではないが慣用的な用語として倍額十分の一税なる訳語をあてることにする。もともと当税は世俗税(五分の一税)に近い性質の税であり、カロリング朝君主は従臣にたいして繰り返しその納付義務を主張しつづけるのである。

ザクセン平定後にカールはザクセン人宛ての勅令を公布した。「我々は神の命ずるところに従い *secundum Dei mandatum*、すべての者が各自の収穫物、労働の十分の一を彼の教会と司祭に納めるように命令する。貴族であれ自由人であれリーテン(半自由人)であれ、神が各々のキリスト教徒に与えたところに応じて各自の分を神に返さなくてはならない」。ここにもまた旧約の影響がみとめられよう。収穫物の十分の一の引渡しを拒む者はやがて神の報復を招くであろう。これがフランクフルト教会会議(七九四年六月)のカノン第二十五条の制定動機であった。前年にドイツは大飢饉に見舞われたからである。「国王の以前の勅令に従って教

会のベネフィスや土地を受領している者はすべて倍額十分の一税とケン
スを支払わねばならぬ。またすべての者が自身の所有地から正当なる
十分の一税 *Legitimam decimam* を教会に納めなくてはならぬ。かの恐る
べき飢饉が忍び込んだ年に、デーモンが食い尽くした実のない穀物が多
量に収穫され、非難の声が聞かれたことを我々は経験によつて学んだか
らである」と。さらに第二十六条は、教会領をベネフィスとして所有し
ている従臣は、領内にある教会の建物と屋根を修繕する義務があると定
めた。もちろんすべてのキリスト教徒に十分の一税を強制することには
批判的な立場をとる者もいた。アルクインはその一人である。カトリッ
クの信仰の中で生まれ、育ち、鍛えられた者ですら財産にたいして一律
に課税されることには抵抗を覚えるのに、まだ信仰が浅く、子供じみた
心と貪欲な気質をもつ改宗者にとつては十分の一税は大きな躰きになる
かもしれない。棄教する者もでてくるのではなからうかとカール大帝に
懸念を伝えている。⁽¹⁹⁾しかしながらキリスト教の普及と並行して十分の一
税もまた広く浸透していくのであり、十分の一税の違法性とその不払い
を信徒に呼びかけたごく少数の異端者をのぞいて、十分の一税そのもの
の正当性が疑問視されることはなかったといつてよい。⁽²¹⁾

九世紀には十分の一税に関するカールの勅令は一層詳細になる。順を
追つて見てゆこう。八〇二年の勅令では、小教区民が納税者名簿を司祭
に提出すること、納税者が証人の面前で収穫物を分割することを規定

した(第七条)。同条はさらに徴収された十分の一税の三分法について述
べている。教会の調度品、貧者と巡礼に三分の一ずつが割当てられ、残
りの三分の一は小教区司祭の取り分である。⁽²²⁾さらに注目すべきは第十七
条である。三十年のあいだなんびとによつても妨げられずに教会財産と
小教区を所有したときには、永久にそれを所有できると規定した。⁽²³⁾時効
による教会所有権の取得である。その直後に発令されたザルツの勅令⁽¹⁷⁾は、
私有教会の新設について規定した。第三条にいわく「おのれの領内に教
会の建設を希望する者は、教区司教の同意、要請、および認可を必要と
する。しかしながら教会の新設によつて旧教会がその権利と十分の一税
を奪われてはならず、つねに旧教会に当税が支払われるように細心の注
意が払われねばならない」。教会建設がひきおこした重大な問題は、旧教
会の既得権の侵害、とくに十分の一税徴収権の帰属の問題であつた。さ
らに別の勅令は、礼拝堂の所有者が聖職者の生活を保障するために十分
な基本財産をあらかじめ設定するように定めた。⁽²⁴⁾

カール大帝の晩年に公布された教会勅令(八一〇—一三年)はとくに
興味深い。⁽²⁵⁾全文二十条からなる本勅令において、とりわけ我々の注意を
ひくのは次の二点である。一つは、司祭職の世俗権力からの独立と司教
権への従属に多大な関心をほらいつつも私有教会領主の存在を十分に考
慮に入れていることだ。司祭は就任にあつて贈り物を提供してはなら
ないし(第一条、領主の差配人 *conductor* になつてもいけない(第十三

条)。俗人は司教の同意なしに司祭を任免してはならぬ(第二条)。十分の一税は司教の管轄下にあるので、彼は小教区司祭による当税の管理状況を監督する責任がある(第四条)。他方では「司教は、司祭が教会領主にたいして敬意を払っているかどうかを監視すべし」(第三条)と規定している。勅令において領主 *senior* なるチームが登場するのは本勅令をもって嚆矢とする。もう一つは、十分の一税と小教区(聖堂区) *parochia* との密接な関係である。本勅令には *decima* が四ヶ所で、また *parochia* ないし *parochianus* が三ヶ所で言及されている。九世紀には小教区の輪郭が明瞭になり、複数のヴィラに跨がって居住する小教区民から教会(= 受洗聖堂) は十分の一税を徴収した。司祭は小教区の女性信徒に祭壇用亜麻布の供出を呼びかけている(第七条)。司祭は他教区民をミサに参加させてはならない。ただし彼が旅行中か、裁判のために当地に滞在している場合はこの限りではない(第八条)。司祭は他の小教区でミサを捧げてはならないし、他の司祭に属する十分の一税を受け取ってはならない(第九条)。そして次のように言う。「各教会はそれぞれの境界をもち、その境界内のヴィラから十分の一税を受け取らねばならぬ」(第十条)と。各小教区が固有の境界をもち、司祭が自身の小教区民のためにミサを捧げ、彼らから十分の一税を受け取るという行動様式がここに根を下ろしたといつてよい。

カール大帝は司教権の濫用から小教区司祭を保護しようと努めた。死

の前年(八一三年)に公布したマントヴァ勅令がそれである。勅令は二部からなっている。第一部(全十一条)の制定目的は、その序文で述べられているように、「この時代に教会に姿を現した悪徳を根絶し滅ぼすため」(30)であった。司教は小教区を巡察する際に、教会法規と古い慣習にもとつかない税を徴収してはならない。また司教とその一行は小教区教会 *plebs* に過重な負担を強いてはならぬ(第五条)。信徒の贈り物や供物については、教会法規に従って小教区の聖職者がそれを受け取るべきである(第七条)。司祭や聖職者の叙階の際に、司教は本人、両親、および友人から公然とあるいは内密に謝礼 *premia* を受け取ってはならない(第九条)。そして最後に次のように言う。「信徒によって小教区教会ないし受洗聖堂に納付された十分の一税は司教座教会や司教に与えられてはならない」(31)と。本勅令は、祭壇収入、信徒の喜捨、そして十分の一税が小教区司祭のために使われることが少なかった現状に対する反発を示している。マントヴァ勅令第二部は全文八条からなり、その第八条が十分の一税の取り立てについて詳述している。各小教区は納税を確認する証人を最低二名選出しなくてはならぬ。未納者にたいして司祭は三度納入の催告をするが、それでも納入しないときには教会への立入りを禁止する。引き続き滞納した場合には国王の役人が六スーの罰金を科する。それでも納入しないときには未納者の家屋敷は差押えられる。彼が家屋敷に立ち入ろうとした場合には役人によって阻止され、投獄される。釈放され

るためには、彼は未払い金のほかに六スーの罰金を納めなくてはならない。本条項は十分の一税の徴収に公権力が介入することを明言したものだ、このように厳しい措置を講じた背景には、小教区司祭の経済的窮乏からの解放という為政の衝に当たる者としての配慮があったことを忘れるわけにはいかない。本勅令はのちにロータル一世下のオロンナ勅令（八二五年五月）においても繰り返しその遵守が求められた。⁽³²⁾ 小教区司祭にたいする一連の保護規定の中に、我々はカロリング朝立法法のいわゆる道徳的性格の一端をかいまみることができよう。

ルイ帝は父カール大帝同様に、帝国の統一を維持するためにはなによりも教会諸規範の統一が不可欠であると考えていた。アニアヌのベネデイクトの協力を得てアーヘンに二度にわたって教会会議を召集し（八一六―一七年）、聖職者および修道士の慣習と戒律の整備・統一に乗り出したのはそのためである。⁽³³⁾ さらにルイ帝は西欧各地に私有教会が相次いで設立されている現状を見て下級教会にたいする統制の必要を痛感し、アーヘン会議の終了直後に教会勅令（全二十九条）を制定した。⁽³⁴⁾ 司教をはじめすべての教会人にその遵守を求めたのである。

当教会勅令については、すでに吉田道也氏のすぐれた分析がある。⁽³⁵⁾ これを参考にしながら本勅令の中で注目すべき条項を取り上げて検討することにしたい。第六、十、十一條は、司祭の地位と生計、領主の責任に

ついて規定する。第六條は、セルヴスは解放されて自由人になってからでないとして司祭に叙階されないと述べている。「聖なる教会法によって、卑賤の者は司祭の職務を執り行うことができないからである」。⁽³⁶⁾ 解放の手続きは、俗人領主のセルヴスと教会ファミリアに属するセルヴスとは異なる。後者の場合には、王の令状の発給、会衆の面前でのその朗読、祭壇脇での解放の儀式のあとで叙階となる。前者の場合には面倒な手続きはなく、主人による解放状の交付だけで足りる。解放されて司祭に叙階されたセルヴスの特有財産 *peculium* の扱いについては彼の主人に一任されるが、叙階後に獲得した財産は死後教会に帰属した。本条は小教区司祭に非自由人出身者が多かった当時の状況を反映しているが、おそらく彼らは叙階後も領主への強い従属関係におかれたであろう。第十條は、司祭の生計維持に必要な物的基礎についての規定である。税を免除された最低生活費の保障がこれである。一完全マンス *«mansus integer»*、十分の一税、信徒の供物、建造物、教会付属のアトリウムと庭園がここに含まれた。これらの所有にたいしては教会奉仕以外の他の奉仕を要求されることはない。しかし「このほかに何かを所有していれば、司祭はこれらの領主にたいして奉仕の義務を負う」。⁽³⁷⁾ 第十一條は前条と関連する。「以上の要件が満たされたのち、司教から見て資力がその可能性を承認した場合には、各教会は自身の司祭を持たなくてはならない」。⁽³⁸⁾ 第十條は司祭にとつて有利な規定であったが、これは必ずしも守られたわけではない。

しかし、カロリング朝の君主が十分の一税や供物を本来小教区司祭が所
有すべきものと考えていたことは重要であろう。第九、十二条は私有教
会領主の権限に関する規定である。司教の同意なしには領主は司祭を任
免してはならないが、「好ましい生活と学識」(probabilis vitae et doctrinae)
を所有していると領主が判断して聖職に推薦した者を、司教は「いかな
る場合であれ拒否してはならない」(nulla qualibet occasione eos reciant)
(第九条)。領主の事実上の司祭任命権の承認である。すでにカール大帝
は、領主が「性急な怒りにまかせて」(propter incundiam) 司教の同意な
しに司祭を放逐することを再三禁じていた。⁽⁹⁾ つまり領主は、当時司祭の
任免権をほぼ自由にしていたといつてよからう。第十二条は、新たに誕
生したヴィラとそこに設立された教会について述べ、当ヴィラの十分の
一税は新設教会に引き渡されると規定した。当条令は開墾によるヴィラ
の造成と教会建設を促したが、前述のザルツの勅令がすでに懸念してい
たように、旧教会との境界画定と十分の一税の帰属をめぐる紛争を引き
起こした。第十八条は教区司教にたいする司祭の服従を規定した。聖木
曜日司祭は聖香油を受け取るために司教座教会に赴かねばならない。
都市から四ないし五マイル以内に住む司祭はみずから出向く義務がある
が、それよりも遠方に住む司祭は八名ないし十名でチームを結成し、そ
の中の一名が代表として派遣される。さらに司祭は学習のために四旬節
以外の機会にも都市に召集されねばならないと述べている。吉田氏も主

張するように、本勅令によって私有教会立法はほぼ尽されたといつてよ
い。⁽¹⁰⁾

十分の一税は本来、小教区の受洗聖堂 (ecclesia baptismalis) に納入さ
れた。八世紀末にイタリア王ピピンは俗人が勝手に受洗聖堂を所有して
はならないと定めたが、九世紀に入るとこれは現状にそぐわなくなり、
やがて規制の大幅な緩和を余儀なくされた。ロータール一世は、パヴィーア
近郊の王宮所在地オロンナで公布した勅令の中で次のように述べた。「も
しも自由人が司教の同意を得て彼の領内に教会を設立し、教会内の洗礼
盤が司教によって聖別されたならば、彼（自由人たる領主）はその相続
権を失うことはない。またもしも司教が望むならば、彼は聖なる洗礼の
サクラメントを設立者の教会に移してよろしい。当該教会に移された受
洗用聖水は設立者の権利のうちにとどまる」。注目すべき規定である。領
主は教会を設立して教会内に洗礼盤 fons を設け、それに伴う収入を手
にすることができるのである。

私有教会領主の権利はローマ教皇によつて最終的に承認された。エウ
ゲニウス二世が主宰したローマ教会会議（八二六年十一月十二日）で決
議されたカノン第二十一条は、私有修道院と私有教会にたいする領主の
権利を確認したものととして史上有名である。いわく「教会法にもついで
設立された修道院ないし礼拝堂の所有権 dominium は、建設者の意に
反して取り上げられてはならない。建設者は聖務執行のために彼の望む

教区の司祭か、あるいは悪しき司祭が任用されないように、当局の正式な転籍許可状をもつ司祭に、司教の同意を得て、当該施設を委ねることができる。ただし司祭は、教区司教にたいする尊敬の念から慎んで司教区会議に出席しなくてはならぬ⁴³⁾と。またカノン第二十四条は司祭不在の教会についての規定である。立地上の不便さと司祭の聖職放棄によって無住の教会が目につくので早急な対策が必要であるという。この際に小教区教会を二つに分けて考察している。「教会の固有の権利に」《*proprio iure ecclesiae*》属する教会と「俗人の権利に」《*secularium hominum iure*》服する教会である。前者については、司教はおのれの責任においてすみやかに司祭を任命しなければならないが、後者については、教区司教が司祭の任命を領主に要請することとどまる。三ヶ月以上空位であれば、司教はこの件を州侯 *Princeps* に通告しなくてはならない。領主権下の教会にたいしては司教も司祭の任命を躊躇したのである。州侯を介して圧力をかけても、たいして効果が期待できないことは当局もよくわかっていた。また「司教によって見捨てられた」ことを無住化の理由としてあげているが、より正確には領主による司祭の放逐がその原因であった。

十分の一税の使途配分法が明確になったのもこの時代である。これについては三分法（スペイン方式）と四分法（ローマ方式）が知られていた⁴⁴⁾。教皇権の影響下に四分法が優勢になるのは教皇改革期であり、この時代には両者は併存していた。その内容は司祭の生計費、建造物・調度

品の修繕費のほかに貧者救済費用と司教費用とからなっていた。各教会は貧民救恤名簿 *matricula* を所有し、これに登載された登録貧民 *matricularii* が教会によって給養された⁴⁵⁾。このほかに巡礼、寡婦、孤児、障害者、病人などの世話や見舞いもまた小教区の聖職者の仕事であり、十分の一税はそのための重要な財源であった。領主がこの点に関してどの程度の理解をもっていたのかを史料で検証するのは困難だが、司教の中にはおのれの取り分を削って教区民の生活向上にあてた者が少なからずいた。たとえばバーゼル司教ハイトは、教区の聖職者にたいする訓令の中で次のように述べている。「十分の一税は全額支払われねばならぬ。我々はこの権利の行使を望まない。その四分の一だけをローマ司教の慣習と聖ローマ教会の慣例に従って所有したい⁴⁶⁾」。八二九年八月に開催されたバリ教会会議は、司教座教会が貧しくなければ、十分の一税の司教の取り分を放棄するように司教に勧めている。「たとい十分の一税および信徒の供物からの収入の四分の一が司教の所有になると教会法が教えていても、司教が自身の財源を持っている場合には、彼はそれで満足しなくてはならない。これに対して彼が自分の教会財産を持たないところでは、自身と司教家族のために前述の四分の一を受け取ってよい。しかし貪欲が彼を駆り立ててはならず、むしろ必要に迫られてのことである。彼が受け取る必要を感じないならば、この四分の一を受領すべきではな

い。教会の配分法に従って、教会の利益とキリストの貧者のために使わなくてはならないのである⁽⁴⁷⁾。

私有教会の簇生期はまた聖遺物の需要が著しくたかまった時期に当る。カロリング朝期に増加し始めた聖遺物需要は九世紀前半にピークに達した⁽⁴⁸⁾。ローマでは聖遺物販売の商人組合が結成され、カタコンベから発掘された遺骸や遺物が大々的に取引された。その中心人物はサンIIピエトロ・イン・ヴィンコリ聖堂の近在に屋敷と倉庫を構えるローマ教会助祭デウスドーナである。彼は商用で再三フランスやドイツを訪れた。八二七年には隊商を組んでアーヘンに行き、ルイ敬虔帝と面談している。カール大帝、ルイ敬虔帝はいずれも聖遺物の収集家であったが、とくに熱心な収集家として知られていたのは、サンIIメダール（ソワソン）修道院長イルデュアンと著名な神学者でフルダ修道院長のラバヌス・マウルスである。北欧人にとってローマはつねに聖人と殉教者の眠る聖なるみやこであった。顧客であるフランクの高位聖職者は聖遺物の真贋をたいして気にもかけずに大量に買い込み、これを新設の私有教会や私有修道院に分け与えたのである。

三 私有教会制と十分の一税

私有教会領主は教会にたいする支配権を掌握している。支配権の法的

形態は所有権である。当時の史料において教会は“*ecclesia nostra(m)ea*”, “*ecclesia in dominicatu(alodio)*”などと表示され、それは領主の“*hereditas*”, “*dominium*”の対象であり、教会および礼拝堂 (*capella, oratorium*) は「所有権によって」*ad proprium* 領主の支配下におかれたのである。領主は教会とその付属財産 (*pertinentiae ecclesiae*) を自由に売却、交換、贈与し、また婚資として与えることができたし、さらにそれを相続、譲渡、質入れることも可能であった⁽⁴⁹⁾。前述のフランクフルト教会会議は「自由人によって建てられた教会については、当該教会が壊されずに日々聖務が営まれる場合に限って、それを譲渡、売買することが許される」と規定していた。フランク時代には領主がしばしば大助祭 *archidiaconus* の称号を得て、聖職者任免権や教会財産管理権を一手に掌握したケースが知られている⁽⁵⁰⁾。九世紀すぎに公、伯などの俗人有力者が修道院長や聖堂参事会長を兼務したのと同じ現象が小教区のレベルでもまた見られたのである。十分の一税、祭壇収入（供物・初穂）および洗礼、婚姻、産婦祝別、告解、終油、埋葬にたいする謝礼（いわゆる聖式謝礼）のかなりの部分が領主の所有に帰したといつてよい。その収益は人口増に比例して増えたので、領主は農民を誘致して開墾を進め、新たに造成したヴィラに教会を建設した。今日のドイツ、フランスの小教区の起源が私有教会から成長を遂げ、十分の一税徴収権を獲得した教会の管轄区にまで遡るとフアイネは述べている⁽⁵¹⁾。多数の教会が敬虔の念から設立されたことは疑い

ないが、すでに吉田氏が明確に指摘したように、私有教会が「有利なる企業」⁽⁸³⁾としての一面をも併せ持っていたことを忘れてはなるまい。つまり私有教会の建設は神意にかなった所業であると同時に中世において人氣のある投資先でもあり、神と実益の双方に奉仕できたがゆえに大きな成功を収めたといつてよからう。収入の配分にしても教会法で規定された理想と現実とのギャップは大きかった。十分の一税の三分法、四分法によつて小教区司祭の分け前は保障されたはずであるが、この配分基準は必ずしも守られたわけではない。小教区司祭の多数は相変わらず困窮しており、司祭の「ふさわしい取り分」《congrua portio》をめぐる論争は、実に第四ラテラノ公会議まで続くのである。⁽⁸⁴⁾

小教区司祭の任命にしても、領主の決定を司教が拒むことは現実にはほとんどありえなかった。司教の介入は無きに等しかったといつてよからう。⁽⁸⁵⁾ 領主は、セルヴスであれ無学の領民であれ彼が気に入れば司祭に取り立てることが可能であつた。もしも司教が拒否すれば、領主は別の司教に叙階を依頼したであろう。教区司教は闖入者にたいして破門を宣告するしか方法はなかったが、これとてもたいして効果はなかった。司教がたとい意中の人物を叙階したとしても、彼が領主の意に反して領主が所有する教会の司祭に就任することはできなかったからである。九一六年にシュヴァーベンのアルトハイムで開催された教会会議は、司祭の領主への服従を重ねて強調しており、これはカール大帝やルイ敬虔帝の

教会立法と本質的にはなら変わるところがなかったといえよう。「神への愛からセルヴスの一人を選んで彼に教育を施し、解放し、司祭に叙階して使徒に倣つて彼に食事と衣服を与えたとしても、のちに彼が慢心に陥つて主人のためにミサも定時課も行わず、詩篇の頌読も拒み、自分は自由人だと言ひ張つて彼の主人に正当な服従をなさないならば、当教会議は彼を破門し、彼が改心して教会法のおきてに従つて主人に服従するようになるまで、彼を聖なる交わりから排除することを宣告する。彼は生まれついたときと同じように彼自身の主人のセルヴスに戻さるべし」と。⁽⁸⁶⁾

九〇九年にソワソン教区のトロローで開催された教会会議は改革的な教令を制定した会議としても有名であるが、他方では私有教会領主権を明確に承認した会議としても注目される。「我々は彼ら（領主）から領主の所有権を取り上げようとするのでは決してない。要するに我々が主張したいのは司教の指導権であつて、領主の権力ではない」と。⁽⁸⁷⁾ 九世紀半ばすぎの十分の一税をめぐる教会会議の決議には、私有教会領主権の容認とその濫用にたいする反発が交錯している。九世紀中葉にバヴィーアに参集した司教たちは、私有教会領主が十分の一税を受洗聖堂ではなくて自身が設立した聖堂に納入させている現状を批判し、これをやめさせるためにルートヴィヒ二世（ドイツ人王）の政治的介入を求めた。「十分の一税は司教の指示にもとづいて配分さるべしと聖なる教会法では定めら

れている。しかしながら、みずからの所有地や恩貸地に自身の聖堂を所有する俗人の中には、司教の指示を侮つて、洗礼、説教、堅信、その他のキリストの秘跡を受け取る教会（＝受洗聖堂）に十分の一税を納めないで、自身が所有する聖堂や聖職者におのれが欲するままに当税を納めさせる者がいる。これは全く神の法と聖なる教会法に違反する行為である⁽⁸⁸⁾と。十分の一税の納入先に関しては経済的利益が絡むためにいざこざが絶えなかったが、半世紀後に召集されたトリブル教会会議（八九五年五月）では、司教団は領主権力との妥協を強いられている。本会議のカノン第十四条は前述のルイ敬虔帝の教会勅令第十二条を原則的に承認し、より具体化したものである。「旧教会と新たに聖別された教会の十分の一税」と題して次のように述べている。「もしも彼（領主）が旧教会の近隣に新耕地を切り開いたならば、当地の十分の一税は旧教会に支払われる。しかしながら、彼が四ないし五マイル、あるいはそれ以上離れた森林や荒蕪地を開発して、そこに司教の同意を得て教会を建設し、聖別してもらい、神に仕えるのにふさわしい熱心な司祭を任命したならば、そのときに初めて彼は新十分の一税を新教会に引き渡してよい。ただし司教権を侵害してはならぬ⁽⁸⁹⁾」。私有教会設立ブームの背景には、このような教会側の恩典授与があつたことを忘れるわけには行かない。

十世紀に開催された教会会議には、もはや私有教会制を真つ向から非難したカノンは残されていない。それはせいぜい十分の一税や供物の用

途についてのモラル上の警告にとどまる。たとえばコブレンツ教会会議は言う。私有礼拝堂「*capella propria*」を所有する俗人は、そこから得られる十分の一税でもつて犬や召使いを養っている「*inde canes aut genituras suas pascunt*」。十分の一税の受領者は教会の司祭でなければならず、彼はそれを教会の修繕、灯明、旅人や貧者の接待にこそ用いなくてはならぬ⁽⁹¹⁾。同様の決議はインゲルハイム教会会議（九四八年）でもなされている。祭壇に捧げられた信徒の供物は司祭が所有すべきであり、十分の一税をめぐる問題は「司祭の用益のために、代表として遣わされている司祭たちによって聖なる教会会議において」決定されねばならない。まっとうな主張ではあるが、小教区司祭を取り巻く環境が依然厳しかったことに変わりはない。同会議は「いかなる俗人（＝私有教会領主）も司祭を鞭打ち、酷使し、暴行をくわえてはならない⁽⁹²⁾」と決議しているからである。十分の一税や供物は俗人の私有教会領主だけではなく修道院や聖堂参事会も所有していたが、聖界領主もまた教会法の配分基準には必ずしも従わなかったのである。

四 倍額十分の一税 (*nona et decima*)

十分の一税が教会税として定着したのに対して、倍額十分の一税は衰退の一途をたどった。前に述べたように、初期カロリング朝君主が臣下にプレカリアとして貸与した教会領の代償として、旧所有者（司教座教

会・修道院)への支払いを命じたのが倍額十分の一税であった。国王の従臣はケンススのほかに収穫物の五分の一を旧所有者に支払ったのである。俗人貴族にとつては重い負担であり、彼らは種々の口実のもとに支払いを猶予した。支払いを渋る貴族たちに国王は再三契約の履行を命じ、司教団もまた教会会議の場でその納付を繰返し要求した。たとえば一八八一年頃、ルイ敬虔帝は勅令の中で農産物と家畜の倍額十分の一税の支払いを改めて命じ、滞納者には倍額十分の一税と共に贖罪金が課され「*com lege sua*」、滞納が度重なればベネフィスの没収もありうると脅している。またウォルムスの勅令(八二九年八月)では、長期にわたつて倍額十分の一税の全額ないしその一部を滞納した者は、国王の巡察使によつてその支払いを強制され、一年分の当税と併せて贖罪金を請求された⁽⁶⁵⁾。督促令はルイ敬虔帝下で度々発令され、彼を継いだシャルル一世(禿頭王)も再三勅令をだして貴族たちに納付の催告をした。

さらに教会会議でもこの問題は取り上げられた。シャルル禿頭王下のモー・パリ教会会議(八四一―四六年)は、教会領を貸与された者は倍額十分の一税の支払い義務があると重ねて強調した。ソワソン教会会議(八五三年)は「教会側の確かな証拠によつて同意されたが、種々の必要から完全な返還が期待できない「俗人の」所有地からは、少なくとも倍額十分の一税が支払われねばならない」と決議している。つまり旧教会領の返還は期待できないが、せめて倍額十分の一税だけでも遅滞なく

納めてほしいとの切実な願いである。皇帝ロータル一世の命令で召集されたヴァランス教会会議(八五五年)は次のように主張した。「倍額十分の一税は未納付の教会に誠意をもつて支払われねばならぬ。当税の滞納者は瀆神者として教会の敷居から遠ざけられることを知らねばならない⁽⁶⁶⁾」。またシャルル禿頭王の下で開かれたラングル教会会議は言う。「神に捧げられた土地から法的に納付さるべき教会にたいして、滞納者は少なくとも倍額十分の一税を支払うべきである⁽⁶⁷⁾」と。教皇ヨハネス八世もまたトゥーレーヌ地方の司教に宛てた書簡(八七八年)の中で、トゥール教会から土地を貸与された俗人貴族は「古くからの慣習に従つて」トゥール教会に倍額十分の一税を支払うべきであり、不正にも納期をいつわつて支払いを猶予することがあつてはならないと述べている⁽⁶⁸⁾。以上引用した勅令、教会会議のカノン、そして教皇令から明らかになるのは、国王の命令によつてつくりだされたブレカリア保有地が旧所有者に復帰する可能性は低かつただけではなく、倍額十分の一税の支払いすらも滞りがちであつたという事実である。

一つの司教座教会を例に取り上げて検証しよう。マコン司教座教会であるサン・ヴァンサン教会の証書集には倍額十分の一税に関する八通の証書が収録されている。八世紀後半の一証書は国王ピピンの命令書簡のメモであり、ヴィイラや修道院をベネフィスとして所有する者は、毎年収穫物の倍額十分の一税を司教ないし彼の代理人に納めるように命じてい

る。⁷¹これはカール大帝のエルスタル勅令以前に倍額十分の一税がすでに導入されていたことを示すものだ。九世紀からは二通の書簡が伝えられている。一通はルイ敬虔帝の命令書簡（八一六年）である。⁷²国王の寛大さによりマコン教会からベネフィスを保有している者は、毎年司教ヒルデバルドゥスと彼の後継者に「異議も懈怠もなく」《*absque ulla contumacitate et negligentia*》倍額十分の一税を納付し、マコン教会の建物の修復にも責任を負わなくてはならない。もしも彼が神と国王の好意と恩恵を保持したいと願うならば、万事にわたって命令を遵守すべきである。しかしながら、現実には何年ものあいだ支払い滞り、倍額十分の一税だけではなく、所有権の証しであるケンヌスすらもサン＝ヴァンサン教会から奪われていたのである。もう一通は、シャルル禿頭王が発給した教会返還の命令書簡（八六〇年）である。⁷³リヨン教区にある聖イミテリウス教会とその付属領を辺境伯ワリヌスの従臣ラギナルドゥスが保有していた。彼は当教会領が王領の一部《*ex nostre proprietatis fisco*》であると主張し、死後彼の兄弟ラクルフスがそれを相続した。これに対してマコン司教ブレインディングスが異議を唱えた。「当教会とその付属領は差配人の怠慢と悪党の暴力によって「マコン教会から」奪われたのである、先代の司教のときには、サン＝ヴァンサン教会に倍額十分の一税を支払っていた」と。シャルル王はマコン司教の言い分を認めて、当該教会をマコン教会に返還した。辺境伯の従臣兄弟が欺瞞にせよ忘却にせよ、

当領を教会領ではなく王領のベネフィスであると言い張った点に注目する必要がある。

十世紀には五通の証書が残されている。一通は、サン＝ヴァンサン参事会員の経済状態を改善するためにブルゴーニュ公ユーグ、マコン伯レオタールが、マコン司教マインボドゥスと協力して、マコネ地方をはじめ各地に散在する旧所領からの倍額十分の一税の支払いを約束したものである。⁷⁴しかし公、伯の従臣がこれにどの程度協力的であったのかは文面からは知ることができない。もう一通もマコネ地方の倍額十分の一税の返還に関する証書である。⁷⁵サン＝ヴァンサン教会の代訴人であるマコン伯レオタールは、参事会員の旧所領の倍額十分の一税が彼らから「不当に奪われた」《*injuste eis ablata sunt*》ことを認め、参事会員の役人が発見できた所領収入のすべてを彼らの食卓費用として返還した。これにはもう一人の伯とレオタールの六人の従臣が副署している。つまりサン＝ヴァンサン教会の旧領からの支払いが中断していた倍額十分の一税を、マコン伯らが中心になって再び納付させようとしたわけである。しかしマコン伯と彼の従臣の決断が果たして実行に移されたのかどうかについては不明である。三通目は、サン＝ヴァンサン参事会員の経済的窮状を打開するために、マコン司教マインボドゥスがマコン伯らに働きかけて参事会の旧領の一部を返還させた記録である。⁷⁶辺境伯ユーグと伯レオタールは、ヴィラール・カデナクスにある聖ロマヌス教会とその付属領を倍額

十分の一税と共に参事会に返還した。当税は「彼らから奪われた」(ab eis ablata fuerant) ままであった。さらにサン・ヴァンサン教会の旧領のすべてからユークとレオタールは倍額十分の一税を当参事会に支払させたという。残りの二通も聖ロマヌス教会の返還に関するものであり、一通はルイ四世の、もう一通は教皇アガピトウス二世の確認証書である。以上から明らかになることは、証書において倍額十分の一税が「彼らから不当に奪われた」「以前はサン・ヴァンサンに属していた」「先代の司教のときには当税を支払っていた」などとあるように、俗人領主が、故意にせよ過失にせよ、いつしかその支払いを中断したという事実であろう。国王の命令によるプレカリアは、マコン伯レオタールの例にみられるように旧所有者に返還される場合もあったが、その大部分は永久に教会の手から離れたといつてよい。「世襲的権利によつて」(hereditario jure) プレカリア保有者の家産に合体されたのである。十世紀のあいだに倍額十分の一税は史料から消滅する。收穫物の二割の納付が大きな経済的負担であったこともあろうが、この制度が続かなかつた最大の理由は担税者の権力的地位にある。彼らは国王や諸侯の有力な従臣であり、しばしば徒党を組んで王権にさえ対抗できた実力者である。国王の命令によるプレカリアの存続を担保したのはなによりも強力な王権であったが、これが衰退に向かえば、旧所有者の権利もまた失われて行かざるをえなかつたといえよう。

五 十分の一税の展開

エルスタル勅令の第七条から明らかなように、十分の一税の管理責任者は原則として司教である。通常は司教座教会とその下級教会(小教区教会)が十分の一税を所有した。しかしすでに述べたように、私有教会制の普及につれて俗人領主が十分の一税を所有するケースが増え、彼らは水車、パン焼き竈などからのバナリテ収入と同じように小教区民から十分の一税を徴収した。八八八年にメッスで開催された教会会議は、俗人領主が十分の一税を受領してはならず、小教区司祭のみがそれを受け取つて自身の生計費、灯明代、教会修復費、聖務に必要な備品の購入費にあてるべきだと主張した。教皇改革期には、より一層の頻度をもつて現れるこの種のカノンは、実際にはほとんど効果がなかつたといつてよい。あとで述べるように、高位聖職者自身が十分の一税を親族や近隣の有力者に譲渡したり授封しており、彼らは俗人による十分の一税の所有を暗黙のうちに了承していたからである。

サン・ヴァンサン教会(マコン司教座聖堂)への教会、十分の一税の寄進とサン・ヴァンサン教会自身によるその譲渡について史料に当たって検証しよう。八〇〇年から一〇五〇年にいたる二百五十年間に十六通の寄進証書が残されている(第一表)。寄進者の過半数は騎士身分の俗人であり、しばしば終身用益権を留保して寄進した。息子に司教座聖堂参事

会員の地位を確保するために教会を寄進したケースが二件ある。サン＝ヴァンサン⁽⁸⁵⁾の証書集には、このほかにもマンスや家屋敷を寄進して参事会員職を手に入れたケースが見られるが、これは司教座聖堂参事会と周辺領主との親密な関係を物語るものだ。さらにマコン司教ヨハネスとその母ラントラダは「我々の先祖がプレカリアによって不当に奪った教会⁽⁸⁶⁾」を返還し、もう一人の俗人貴族もまたサン＝ヴァンサンから「以前に不当に奪っていった」教会を返還している。いずれもプレカリアの性格を示すものとして注目されよう。多くのプレカリアが領主一族によって世襲的に相続され、いつしか一族の家産に事実上合体されていたのである。

サン＝ヴァンサン教会による教会、十分の一税の譲渡についてはどうであろうか。八八〇年から一〇五〇年にいたる百七十年間に二十六通の譲渡証書が伝えられている。寄進証書よりも譲渡証書の枚数の方が多いのである。半数以上の譲渡証書が教会と一緒に十分の一税を譲渡している。一通は十分の一税だけを俗人に授封したものである。二十六名の受領者の内訳は、俗人十八名、聖職者八名である。聖職者八名のうち六名はサン＝ヴァンサン教会の参事会員であった。加増プレカリア（*precaria renuncatoria*）の一件を除いて、他はすべて譲与プレカリア（*precaria data*）である。受領者ないし受領者とその相続者に終身用益権が認められたが、譲渡物件の再譲渡は禁止された。所有権の承認料としてのケンススの額

は年一スーから十スーのあいだであった。このほかにプレカリア保有者は、司教区会議税 *synodalia* と巡察税 *parata* を課された⁽⁸⁷⁾。これらはいずれも金納化されていた。俗人のプレカリア保有者はマコネ地方の有力貴族か司教の従臣である。彼らは史料の中で“*vir illustris*”、“*comes illustris*”、“*vir nobilissimus*”、“*nobilis miles*”、“*nobilis matrona*”あるいは“*nobilissimus vassalus*”、“*vir fidelis*”、“*quidam vassus*”などと呼ばれている。聖職者の半数以上を占めるサン＝ヴァンサン参事会員に譲渡された教会は、当参事会員の一族となんらかの関係があったと思われる。たとえば叔父が以前にサン＝ヴァンサン教会に寄進した教会を甥の司祭がプレカリアで借り受けたり、かつて先祖が所有していた教会を借り戻したりしている。プレカリアの事実上の世襲である。つまりマコン教会は近在の有力貴族の歓心を買うために教会や十分の一税をプレカリアとして貸与したのであり、また司教区の統治を円滑ならしめるために近隣領主の子息の一人を参事会員として迎え入れ、一族が代々所有してきた教会をあらためてプレカリアとして譲渡したのだといえよう。

九世紀以降、在俗教会や俗人領主と並んで修道院が教会、十分の一税を所有するケースが増加した。修道院が十分の一税を所有するようになった最も大きな理由は、俗人と司教の寄進、さらに貴族一門の子女が修道院に入る際に持参した給付金である。とくに死を間近にした貴族は、救済の一助として《*ad succurrendum*》修道服をまとい、修道院墓地に埋

第1表 サン＝ヴァンサン教会への教会、10分の1税寄進者の身別構成

年代	皇帝	伯・副伯	騎士・その他	大司教・司教	司祭・参事会員	合計
800-1050	1	1	10	1	3	16
1050-1150		1	23	1	4	29

第2表 クリュニー修道院への教会、10分の1税寄進者の身別構成

修道院長在位年	国王	公	伯・副伯	騎士・その他	大司教・司教	司祭・その他※	合計
ベルノン (910-27)				3			3
オドン (927-42)			1	9	4		14
アイマール (942-54)	1		6	14	2	1	24
マイウール (954-94)			3	41	7	7	58
オディロン (994-1048)	2	1	6	43	11	3	66
910-1048	3	1	16	110	24	11	165

※ その他には、大助祭、聖職者、レヴィタ、修道女が含まれる。

葬されることを望んだが、その際に私有教会や十分の一税の寄進をし
 ばば遺言した。これは彼の永代供養（周年記念禱）の原資にあてられた
 のである。すでに幾つかの研究が明らかにしたように、教皇改革期、あ
 るいはそれ以前においても、私有教会領主の教会寄進は在俗教会よりも
 はるかに多く修道院に向けられた。修道院による十分の一税と祭壇収入
 の所有の是非をめぐっては、十世紀末にフルリー修道院長アボンとオル
 レアン司教アルヌールが対立した有名な事件が知られている。いわゆる
 サン＝ドニ事件（九九三年）については私は以前に言及したことがある
 が、北フランスの司教団を震撼させた本事件とその直後に開催されて修
 道士を断罪したシエル教会会議（九九三／九四年）は、その後の修道院
 の十分の一税政策にほとんど影響を与えていない。アボンは言う。「修道
 士は、もしも彼が聖職者身分に叙階されておらず、また教会の聖務に仕
 えていないならば、教会収入や供物で生活してはならないし生活するこ
 ともできない」と。つまり修道士が聖職者に叙階されているならば、小
 教区司牧を担当しようがしまいが、彼には十分の一税や供物を受け取る
 権利があるというのである。ベネディクト修道制における司祭修道士の
 増加という現象を踏まえるならば、これは十分に納得の行く主張である
 う。

つぎに我々はクリュニー修道院を例に取り上げて、十世紀から十一世
 紀半ばにいたる教会、十分の一税の所有状況について検討することにし

たい。五名の修道院長が交代した百三十八年間（九一〇—一〇四八年）に、教会、十分の一税に関する寄進証書は合計百六十五通をかぞえる（第二表）。史料では教会は三通りに表示されているが（*ecclesia, capella, oratorium*）、いずれも十分の一税、祭壇収入（供物、初穂）、聖式謝礼を取得しており、それぞれのあいだに実質的な差異はない。寄進された教会の数は百九十四件をかぞえ、このうち二十七件は分割寄進である。俗人は寄進者のおよそ八割を占め、年代の下降とともに増加傾向にある。彼らの八五%をブルゴーニュ出身の領主が占め、伯の中ではマコン伯が有力な寄進者であった。聖職者では大司教、司教が全体の三分の二以上を占める。とくにブルゴーニュ（マコン、オートタン、リヨン、シャロン）と南フランス（アルル、ユゼース、リエ、ガツプ、カオール）の司教が多い。そのほかにブザンソン、ジュネーヴ、グルノーブル、ポワチエ、オセールの各司教が寄進者として名をつらねている。

聖俗界領主の教会寄進は「教会に付属するすべての物件と共に」《*cum omnibus appendiciis suis*》なされるのが普通である。ここには家屋敷と庭園のほかに畑、ブドウ畑、採草地、牧場、通路、水路などが含まれた。司祭の生活手段の保障である。しかし十分の一税や司祭収入 *presbyterium* は証書に必ずしも明記されていない。三件のうち二件はこれに言及していないのである。ある領主の寄進証書によれば、十分の一税や土地の所有は「そのために世俗の領主に奉仕しなければならないもの」《*unde seculari*

senior servendum》であるが教会の供物は「信徒の敬虔の念から教会に納められるもの」《*que illic [capella] devotione populorum defertuntur*》であるという。⁽⁹⁶⁾ ここには司祭収入と祭壇との強い結びつきが示されている。それにもかかわらず、俗人領主は教会寄進に際して十分の一税はもとより司祭収入にたいしてもおのれの権利を要求したのである。祭壇 *altare* と教会 *ecclesia* を区別して世俗権力との妥協をはかる動きも一部にはあったが、この考えに断固として反対したのはアボンであった。「さらにまた、ある重大な誤りがある。これによれば祭壇は司教に、教会は他の領主に属するとされる。しかし聖別された家と祭壇から教会と称されるある一つのものが生まれる。恰も一人の人間が人体と魂とから構成されているように」。⁽⁹⁷⁾ だが現実には十分の一税は教会から切り離された独立の物権として寄進、売買、そして相続の対象になった。史料において十分の一税だけが寄進されている例は珍しくない。たとえば九八三年にオートン司教ワルテリウスは三つの教会の十分の一税をクリュニー修道士に寄進したが、その理由は「クリュニー修道士の日常の食事を賄うため」《*ad sustentandos suorum cotidianos victus*》⁽⁹⁸⁾であった。十年後にも同司教は六つの教会の十分の一税をクリュニーに寄進している。⁽⁹⁹⁾ 俗人の中には教会を終身用益権を留保して寄進し、クリュニーの上級所有権の承認料として十分の一税をこれにあてている者もいる。⁽¹⁰⁰⁾ また一〇三七年に教会を寄進したある領主夫妻は、所有権の承認料として十分の一税のほかに埋

葬料、二モディウスのブドウ酒をこれにあてた。ただし「必要が生じたときには埋葬料をベネフィスとして受け取る」と断っている。修道院に寄進された十分の一税はもはや小教区司牧の対価ではなく、その本来の配分法の縛りからも解放されていた。九二九年にマコン司教ベルノンが祈禱兄弟盟約を結ぶために四教会とそれに付属する十分の一税をクリュニーに寄進したとき、彼はこの寄進の正当性について次のように説明した。「将来、本証書を読むか、聞く者は次のことを知らねばならない。すなわち我々の司教座は古くからの慣習によって我が教会の十分の一税についてこうした扱い（＝寄進）をするのを合法的とみなしていること、これである」と。十分の一税の寄進は古くから行われている慣習であった。終身用益権を留保しての教会の寄進は寄進全体の二割であり、五名中四名までは完全に教会を引き渡している。司教が教会を寄進した際には、通常司教区会議税 (synodalis cultoria) と巡察税 parata を留保したが、これ以上の服従と接待は要求されないと述べている。⁽⁹¹⁾

私有教会領主による教会返還に逆行して、クリュニー自身が所有する教会、十分の一税をプレカリアによって第三者に貸与しているケースがしばしば目にとまる。⁽⁹²⁾ つまりマコン教会と同じ現象がここでもみとめられる。こうしたケースは、当該教会が遠隔地にある場合や、プレカリア請願者が近在の有力者か修道院の従臣 (vasus, noster fidelis) であった場合にみられる。プレカリアの形態は譲与プレカリアか加増プレカリアで

ある。たとえば修道院の従臣オルナルドウスは、サン＝ヴァンサン教会をプレカリアとして貸与するように修道院長に懇願した。この小教区教会は以前に一人の領主が魂の救済を願ってクリュニーに寄進したものであった。修道院長は請願者夫妻の存命中に限ってこれをプレカリア貸与した。当教会がリヨン教区にあつたことも貸与を促した理由だったのである。⁽⁹³⁾ さらに修道院長マイウールは従臣《noster fidelis》の一司祭アダルベルトウスとプレカリア契約を結んだ。彼に一教会を終身貸与し、同時に十分の一税、供物、埋葬料、そして倉庫を貸与した。アダルベルトウスはこの際に、おのれの所有地の一部を修道院に寄進してこれを借り戻している。⁽⁹⁴⁾ 従臣を懐柔するためのプレカリア契約はこの後もたびたび繰り返され、俗人の手に教会、十分の一税が留まる一因になったのである。

十一世紀前半にシャルトル司教フュルベルがパリ教会の聖職者に宛てた二通の書簡は、教会収入をめぐる司教座教会の苦悩を反映している。一通はパリ教会の聖職者に宛てたものである。リシアルドウスなる大助祭がその地位を利用して十分の一税と祭壇の供物から得られた収入を何の断りもなしに世俗のいくさ《seculari milicie》に用立てたと聞いたが、これは彼が司教になした忠誠誓約に違反する行為である。彼がすみやかに正気を取り戻して犯した罪を償わないならば、教会会議で破門を言い渡されるであろうと警告している。⁽⁹⁵⁾ もう一通はパリ司教フランコに宛て

た書簡であり、前書簡の直後に書かれた。フランコは前任司教が「瀆聖的な短慮によって」*«societaria temeritate»* 祭壇収入を俗人にベネフィスとして譲渡したことを非難していたにもかかわらず、今では彼自身が俗人にそれを授封するとのめかしている。これを耳にして呆れはてて返す言葉もない、と書き送った。⁽⁸⁾

旧約を範として導入された教会税である十分の一税は、フランク時代における私有教会の普及によって多数の俗人が所有するところとなり、彼らがそれを分割、贈与、交換、売買、相続、授封することによって十分の一税の拡散は決定的になった。十、十一世紀に、俗人貴族が教会、十分の一税を修道院や聖堂参事会に返還する動きが一部にはあつた半面、これに逆行する動きもまた根強く存続した。十分の一税ほど聖と俗の混淆を端的に示しているものはない。クリュニー修道院のプレカリア契約証書の冒頭に掲げられた慣用的定詞は次のように言う。「たとい書かれていなくても慣習は法である。教会財産の一部が誰かに、俗人にさえも文書の権威によってケンヌスの支払いを条件に譲渡されるならば、それはすでに普及した慣行であるがゆえに法とみなされる」と。修道院が臣や有力者に十分の一税を与え続けてきた慣習がここでは正当化されている。長年許容されてきたこの慣習を組上に載せ、その濫用を断ち切ろうと努めた改革運動こそが、十一世紀半ばに始まる教皇改革であつた。

省略記号表

- C *Recueil des chartes de l'abbaye de Cluny*, éd. A. Bernard et A. Bnuel, 6 vols. Paris 1876-1903.
- CIC *Corpus Iuris Canonici*, ed. A. Friedberg, 2 vols. Leipzig 1879 (repr. Graz 1959).
- CSVM *Carulaire de Saint-Vincent de Macon*, éd. M.-C. Ragut, Macon 1864.
- COD *Conciliarum Oecumenicorum Decreta*, ed. J. Alberigo et al., Bologna 1973.
- HL Hefele, C.J. et Leclercq, H., *Histoire des conciles d'après les documents originaires*, 10 vols. Hildesheim/New York 1973 (Paris 1907-38).
- JL *Regesta Pontificum Romanorum ab condita ecclesia ad annum post Christum natum MCXCIII*, ed. P. Jaffé et S. Loewenfeld, 2 vols. Leipzig 1885-88 (repr. Graz 1956).
- Mansi *Sacrorum conciliarum nova et amplissima collectio*, ed. J. D. Mansi, 31 vols. Firenze/Venezia 1759-93.
- MGH *Cap Monumenta Germaniae Historica*, Legum Sectio II, Capitularia Regum Francorum, Tomus I et II, Hannoverae 1883-97.
- MGH *Con Ibid.*, Legum Sectio IV, Constitutiones et Acta Publica Imperatorum

et Regum, Tomus I, Hannoverae 1893.

PL *Patrologia cursus completus. Series latina*, ed.J.-P. Migne, 221 vols
Paris 1844-64.

註

- (1) 十分の一税に関する代表的文献は、以下の三冊である。P. Vard,
*Histoire de la Dime ecclésiastique principalement en France jusqu'au
Décret de Gratien*. Dijon 1909; C.E.Boyd, *Tithes and Parishes in
Medieval Italy: The Historical Roots of a Modern Problem*. Ithaca,
New York 1952; G.Constable, *Monastic Tithes from Their Origins to
the Twelfth Century*. Cambridge 1964. 本書の書評は、J.P.
FL.Ganshof, "La dime monastique, du IX^e à la fin du XII^e siècle. A
propos d'un livre récent", *Cahiers de civilisation médiévale* 11 (1968),
43-20. なお十分の一税の問題は私有教会、小教区の形成と密接
に係わるので、この分野の論考もまた参照されねばならない。
基本的文献には次のものがある。Imbart de la Tour, "Les paroisses
rurales de l'ancienne France du IV^e au XI^e siècle", *Revue Historique*
60 (1896), 241-71; 61 (1896), 10-44; 63 (1897), 1-41; 67 (1898), 1-35;
68 (1898), 1-54; G.Huard, "Considérations sur l'histoire de la paroisse

rurale des origines à la fin du Moyen Age", *Revue d'Histoire de l'
Église de France* 63 (1938), 5-22; E. Amann et A.Dumas, *L'Église au
pouvoir des laïques (888-1057)*. Paris 1940, 265-90; G.W.O. Addleshaw,
The Beginning of the Parochial System. York 1970 (1953); id., *The
Development of the Parochial System from Charlemagne to Urban II*.
York 1970 (1954); H.E.Fraenke, *Kirchliche Rechtsgeschichte. Die katholische
Kirche. Köln/Wien* 1972 (1950), 160-204; J.Gaudemet, "La paroisse
au moyen âge", *Revue d'Histoire de l'Église de France* 59 (1973),
5-21; M.Aubrun, *La paroisse en France des origines au xv^e siècle*.
Paris 1986; G.Tellenbach, *Libertas. Kirche und Weltordnung im
Zeitalter des Investiturstreites*. Leipzig 1936 (repr. Stuttgart 1996),
109-18, 217-18. 以下の J.P.リッヒトマンソン(増淵静四郎・淵倫
彦訳)『私有教会・教会法史』創文社、一九七二年。十分の一税
に関する邦語文献としては吉田道也氏の一連の研究がある。吉
田道也「私有教会聖職者とフランク国王の立法」『法政研究』第
十六巻第三・四合併号(一九四九年)一五一一-二五頁。同「十
分の一税の成立」『法政研究』第十九巻第四号(一九五二年)四
二九-五四頁。同「十分の一税権者」『法政研究』第二十巻第一・
三・四合併号(一九五三年)四〇三-一四頁。同「十分の一税
義務者と十分の一税の内容」『法政研究』第二十二巻第一・三・

四合併号(一九五五年)二六一―七〇頁。いずれも大戦終了からまもない頃に書かれたがレベルの高い研究であり、我が国における十分の一税研究の基礎を築いたものといつてよい。なお山田欣吾「カロリンガー時代の十分の一税」同『教会から国家へ―古相のヨーロッパ―』創文社、一九九二年、八五―一八一頁。本論文は研究史を綿密にフォローしたすぐれた研究である。両氏の研究が対象とした時代は主としてカロリング朝時代である。本稿は教皇改革が始まる十一世紀中葉までを扱いつつ、よつて両氏の研究を補足する意味もある。

- (2) 第二トロノン教会公会議については P.Viard, *op.cit.*, 41-60, *HL*, III-1, 208-14. を見よ。本会議のカノンには *Mansi*, t. 9, cols. 947-58; J.Gaudemet et B.Basdevant (éd. et trad.), *Les Canons des Conciles Merovingiens (V^e-VII^e siècles)*, T. II, Paris 1989, 452-85 に収録。なお吉田「十分の一税の成立」四四〇―四四一頁。
- (3) ¹Leges itaque divinae consulentes sacerdotibus ac ministris ecclesiarum pro hereditaria portione omni populo preceperunt decimas fructuum suorum locis sacris praestare, ut nullo labore impediti hortis legitimis spiritalibus possint vacare misteris, quas leges christianorum congeries longis temporibus custodivit intemeratas. Nunc autem paulatim praevicatorum legum pene christiani omnes ostenduntur, dum ea
- quae divinitus sancita sunt adimplere neglegunt. Unde statimnus ac decemimus, ut mos antiquus a fidelibus reparetur et decimas ecclesiasticis famulantibus ceremonis populus omnis inferat, quas sacerdotes aut in pauperum usibus aut captivorum redemptionem prerogantes suis orationibus populo pacem ac salutem impentent. Si quis autem contumax nosiris status saluberrimis fuerit, a membris ecclesiae omni tempore separatur. *Mansi*, t.9, col.952; J.Gaudemet et B.Basdevant, *ibid.*, 462-63.
- (4) ²quod possit in captivorum redemptionem conferri... *Mansi*, t.9, col.809.
- (5) GConstable, *op.cit.*, 24.
- (6) ベーダ(長友栄三郎訳)『イギリス教会史』創文社、一九八八年、三五四頁。
- (7) E.Ermenton (transl.), *The Letters of Saint Boniface*. New York 2000, n°67 (a°748), 132. 彼の主張する四分法は、貧者、教会建造物、祭具、教会の装飾品への等分である。
- (8) シンプルキウスの四分法(司教、建造物、巡礼・貧者、聖職者)については *JL*, n° 570 (a° 475); *CIC*, C. XII, Q. II, c.28 (I, 697) ヲ ラシウス一世の四分法(司教、聖職者、貧者、建造物)については *CIC*, C. XII, Q. II c.27 (I, 696) をみよ。
- (9) ベーダ、前掲書、六一頁。グレゴリウス一世の四分法は、司教、

聖職者、貧者、建造物への等分である。

- (10) ‘faciatis et ordinare de verbo nostro, ut unusquisque homo, aut vellet aut nollet, suam decimam donet.’ *MGH Cap, TL*, Nr. 17 (ann. 735–68), 42.
- (11) *Ibid.*, Nr. 20 (a^o 779), 46–51.
- (12) ‘De decimis, ut unusquisque suam decimam donet, atque per iussionem pontificis dispensentur.’ *ibid.*, 48.
- (13) ‘De rebus vero ecclesiarum, unde nunc census exeunt, decima et nona cum ipso censu sit soluta, et unde antea non exierunt, similiter nona et decima detur, atque de casatis quinquaginta solidum unum, et de casatis triginta dimidium solidum, et de viginti trimisse uno. Et de precariis, ubi modo sunt, renoventur, et ubi non sunt, scribantur. Et sit discretio inter precarias de verbo nostro factas et inter eas quae spontanea voluntate de ipsis rebus ecclesiarum faciunt.’ *ibid.*, 50.
- (14) ‘ut inantea sic habeant, nisi per verbo domni regis ad ipsas ecclesias fuerint revocatas.’ *ibid.*, 50 (Nr. 14). ロンズブルグニューム版デキストは九世紀七十年代以降に作成されたらしい (cf. FL Ganshof, *Recherches sur les Capitulaires*, Paris 1958, 17). なお国王の命令によるブレカリアについては、ガンスホーン (森岡敏一郎訳) 『封建制度』慶応通信 一九六八年、六一–六二頁を参照。
- (15) ブルンナー以来の説は ⁶⁹ cf. H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*. München/Leipzig, 1928, II, 336–41. 『教会史の講義』は未読だが、巻頭に『聖職者たるの義務』 (*ibid.*, 339)。
- (16) ‘eorum arbitrio vel dispositione.’ *MGH Cap*, Nr. 20 (a^o 779) 50.
- (17) G. Constable, ‘Nona et Decima: An Aspect of Carolingian Economy’, *Speculum* 35 (1960), 224–50; Imbart de la Tour, *op. cit.*, t. 68 (1898), 31 f.; P. Viard, *op. cit.*, 141–48.
- (18) ‘Similiter secundum Dei mandatum praecipimus, ut omnes decimam partem substantiae et laboris suis ecclesiis et sacerdotibus donent, tamen nobiles quam ingenui similiter et liti, iuxta quod Deus unicuique dederit christiano, partem Deo reddant.’ art. 17. *MGH Cap*, Nr. 26 (ann. 775–90), 69.
- (19) ‘Ut decimas et nonas sive census omnes generaliter donent qui debitores sunt ex beneficia et rebus ecclesiarum secundum priorum capitularum domni regis; et omnis homo ex sua proprietate legitimam decimam ad ecclesiam conferat. Experimento enim didicimus in anno quo illa valida farnis inepsit, ebullire vacuas anonas a daemonibus devoratas et voces exprobrationis auditas.’ can. 25. *ibid.*, Nr. 28 (a^o 794), 76.
- (20) H. R. L. Olyn and J. Percival (transl.), *The Reign of Charlemagne: Documents on Carolingian Government and Administration*. London 1975, n^o 33 (a^o 796), 120–23.

- (21) GConstable, 'Resistance to Tithes in the Middle Ages', *The Journal of Ecclesiastical History* 13 (1962), 172-85. 異端者の中には十分の一税を拒否した者が少なからずいた。十二世紀にはタンケルトス・アングロ・ローザンヌ、ワルドー派などが知られているが、十一世紀初頭にシヤロン・シユルマルヌ教区にレウタルドゥスなる異端者がいたことをラウル・グラールが伝えている。彼は「十分の一税の支払いは全く不要で無益でも omnimodis superfluum et inane」と語ったと云う。cf. France, N. Bulst, P. Reynolds (ed), *Rodulfus Glaber Opera* Oxford 1989, 90-91.
- (22) 'Ut ipsi sacerdotes populi suscipiant decimas et nomina eorum et quicumque dederint scripta habeant et secundum auctoritatem canonicam coram testibus dividant. Et ad ornamentum aeclesiae primam elegant partem, secundam autem ad usum pauperum atque peregrinorum per eorum manus misericorditer cum omni humilitate dispensent, tertiam vero partem semetipsis solis sacerdotes reservent.' art. 7. *MGH Cap.*, Nr. 36 (a 802), 106.
- (23) 'Ut qui possessionem aeclesiae vel parochiam per triginta annos sine alicuius interpellatione tenuerit, iure perpetuo possideat.' art. 17. *ibid.*, 107.
- (24) 'Quicumque voluerit in sua proprietate ecclesiam aedificare, una cum
- consensu et voluntate episcopi in cuius parochia fuerit licentiam habeat, veruntamen omnino praevidendum est, ut aliae ecclesiae antiquiores propter hanc occasionem nullatenus suam iustitiam aut decimam perdant, sed semper ad antiquiores ecclesias persolvantur.' *ibid.*, Nr. 42 (ann. 803-04), 119.
- (25) *Ibid.*, Nr. 57 (ann. 801-14), art. 6, 144.
- (26) *Ibid.*, Nr. 81 (ann. 810-13), 178-79. cf. M. Aubrun, *op. cit.*, 193-94.
- (27) 'Ut episcopi praevideant, quem honorem presbyteri pro ecclesiis senioribus tribuant.' art. 3. *ibid.*, 178.
- (28) 'Ut terminum habeat unaquaeque aeclesia, de quibus villis decimas recipiat.' art. 10. *ibid.*, 178.
- (29) *Ibid.*, Nr. 92-93 (a 813), 194-98. 本勅令の発給日については C. E. Boyd, *op. cit.*, 42. を参照。
- (30) 'ut via que nostris temporibus in sancta Dei aeclesia emersa sunt eradicentur et evellantur.' *ibid.*, 194.
- (31) 'De decimis vero que a populo in plebibus vel baptismalibus aeclesiis offeruntur nulla exinde pars maiori aeclesiae vel episcopo inferatur.' art. 11. *ibid.*, 195.
- (32) *Ibid.*, Nr. 163 (a 825), art. 9, 327. 山田 前掲書 一三六頁以下。
- (33) 関口武彦『クリスティー修道制の研究』南窓社、二〇〇五年、四

九頁以下。

- (34) *Ibid.*, Nr.138 (ann.818-19), 275-80.
- (35) 吉田「私有教会監職者アムランノ国王の立法」二〇〇頁以下。
松本・山田「前掲書」一四五頁以下。
- (36) 'quia iuxta sacros canones vilis persona manens sacerdotii dignitate fungi non potest.' art.6:*ibid.*, 276.
- (37) 'Et si aliquid amplius habuerint, inde senioribus suis debitum servitium impendant.' art.10:*ibid.*, 277.
- (38) 'postquam hoc impletum fuerit, ut unaqueque ecclesia suum presbyterum habeat, ubi id fieri facultas providente episcopo permiserit.' art.11:*ibid.*, 277.
- (39) *Ibid.*, Nr.78 (a^o813), art.1; Nr.81 (ann.810-13), art.2; Nr.83 (a^o813), art.7. *ibid.*, T-II, Nr.275 (a^o869), art.9; Nr.267 (a^o857), art.1.
- (40) 吉田、前掲論文、二〇八頁。「フランク国王の立法の目的は私有教会制度の排除ではなくしてその整備法制化であった(同、一八七頁)。
- (41) 'De ecclesiis baptismalibus: ut nullatenus eas laici homines tenere debeant.' art.2: *ibid.*, Nr.95 (c.790), 200.
- (42) 'Statutum est, ut si quis liber homo per consensum episcopi sui
- (43) 'Monasterium vel oratorium canonicè constructum a domino constructoris invito non auferatur, liceatque illi id presbitero cui voluerit pro sacro officio illius dioceseos et bonae auctoritatis dimissoriae cum consensu episcopi, ne malus existat, commendare, ita ut ad placita et iuxta reverentiam ipsius episcopi oboedienter sacerdos recurrat.' can.21:*ibid.*, Nr.180 (a^o826), 374; *Mansi*, t.14, col.1006; *HL*, IV-1, 52. 吉田「聖職権」
文、二一〇頁以下。
- (44) 十六の「税の配分法」のことで、GConstable, *Monastic Tithes*..., 43, 54f.; P.Viard, *op.cit.*, 119-28. 吉田「十六の「税権者」四一四頁」。
山田「前掲書」二二六頁。
- (45) *Imbart de la Tour, op.cit.*, t.63 (1897), 34-41; P.Viard, *op.cit.*, 123.
- (46) 'quod decima...ex integro est reddenda. Cuius tertia pars secundum canonem Toletanum episcoporum esse debet; nos vero hae potestate uti nolumus, sed tantum quartam partem secundum usum Romanorum pontificum et observantiam sanctae ecclesiae Romanae de eadem

- habere volumus, art.15: *MGH Cap.*, Nr.177 (ann.807-23), 364.
- (47) 'Et quamquam auctoritas canonica doceat, ut quarta pars decimarum et redituum ex oblationibus fidelium in usus episcoporum cedat, ubicumque tamen episcopus sua habet, suis contentus sit: ubi autem nihil rerum ecclesiae suae habet, accipiat de memorata quarta parte sibi suisque, non quod avaritia, quod absit, susserit, sed potius quod necessitas compulerit. Ceterum si accipiendi nulla necessitas urguerit, nihil de memorata quarta parte accipiat: sed usibus ecclesiarum, et pauperibus Christi impertendam secundum suam dispositionem relinquat.' can.31: *Mansi*, t.14, col.559, cf. *HL*, IV-1, 65.
- (48) J. Guiraud, 'Le commerce des reliques au commencement du IX^e siècle', *Mélanges d'archéologie et d'histoire* 12 (1892), 73-95; H. Silvestre, 'Commerce et vol des reliques au moyen âge', *Revue belge de philologie et d'histoire* 30 (1952), 721-39.
- (49) ハトムヤミン 複製轉 一〇頁以下。Imbart de la Tour, *op. cit.*, t.67 (1898), 1-35; E. Amann et A. Dumas, *op. cit.*, 265-90.
- (50) 'De ecclesiis quae ab ingenius hominibus constructur: licet eas tradere, vendere, tantummodo ut ecclesia non destruat, sed serviuntur cotidie honores.' can.54: *MGH Cap.*, Nr.28 (a⁷94), 78.
- (51) E. Griffe, "Les paroisses rurales de la Gaule", *La Maison-Dieu* 36 (1953), 60f.; Imbart de la Tour, *op. cit.*, 10-15.
- (52) H.E. Feine, *op. cit.*, 189.
- (53) 中田「私有教区館藏本・ムンヘンク国王の文書」一八五頁。
- (54) 同公館藏のカノン、第三十一條をみよ。cf. *COD*, 249-50.
- (55) E. Amann et A. Dumas, *op. cit.*, 281-83. 「農村小教区の眞の權威は巨勢の領主に在りた」(W.Sesson, "Note sur les origines religieuses des paroisses rurales", *Revue d'histoire et de philosophie religieuse* 15<1935>, 253); G. Huard, "Considerations sur l'histoire de la paroisse rurale des origines à la fin du moyen âge", *Revue d'histoire de l'Église de France* 63 (1938), 7-10.
- (56) 'Si enim propter Dei dilectionem qui de servis suis quemquam elegerit, et docuit literas, et libertati condonavit, et per intercessionem Episcoporum presbyterum effecerit, et secundum Apostolos victum et vestitum ei donaverit: ille autem postea in superbiam elatus Missam dominis suis et canonicas horas observare et psallere renuerit, et eis juste obedire, dicens se liberum esse, noluerit, hoc sancta Synodus anathematizat, et illum a sancta communione arceri iudicat donec respiciat, et domino suo obediat secundum canonica praecepta... fiat servus illius idem domini sui sicut natus fuerat.' *Mansi*, t.18, cols. 329-30.

- (57) 'nequaquam seniorum ab eis tollimus dominium... designamus denique gubernationem episcopi, non nobis vindicamus potestatem Domini.' can.6. *Mansi*, l.18, col.281. なお同会議は十分の一税が軍事、貿易、手工業、羊毛の刈取り、商取引にたいしても課税されるべきであると主張した(*ibid.*, col.281)。
- (58) 'In sacris canonibus praefixum est, ut decimae iuxta episcopi dispositionem distribuuntur; quidam autem laici, qui vel in propriis vel in beneficiis suas habent basilicas, contempla episcopi dispositione non ad ecclesias, ubi baptismum et praedicationem et manus impositionem et alia Christi sacramenta percipiunt, decimas suas dant, set vel propriis basilicis vel suis clericis pro suo libitu tribuunt. Quod omnimodis divinae legi et sacris canonibus constat esse contrarium: unde vestram potestatem, ut eos corrigatis, expeimus.' art.11: *MGH Cap.*, Nr.210 (ann.845-50), 82-83.
- (59) 経済的利害が絡むために利便性を無視してまでも教会設立を認め可しないことがしばしば起り得た。中世末期の例をJ・ユーロメは報告している。ストラスブル北東十キロの所にある村落ワンスノーはライン右岸のオノー小教区に属していた。ライン川の増水期には受洗のための渡河は危険を伴い、溺死者も多かったほどであったが、オノー小教区の所有者であるストラスブルの参事会はワンスノーに長い間受洗聖堂の設立を許可しなかった。収入の減少を恐れたからだという。cf. J. Gaudemet, 'La paroisse au moyen âge', *op. cit.*, 8-11.
- (60) 'Si quis autem in affinitate antiquae ecclesiae novalia rura excolerit, decima exinde debita antiquae reddatur ecclesiae. Si vero in qualibet silva vel deserto loco ultra miliaria IV aut V vel eo amplius aliquod dirutum conlaboraverit et illic consentiente episcopo ecclesiam construxerit et consecratam perpetaverit, prospiciat presbyterum ad servitium Dei idoneum et studiosum, et tunc demum novam decimam novae reddat ecclesiae, silva tamen potestate episcopi.' Cap. 14: *MGH Cap.* l.2, Nr.252 (a°895), 221. cf. M. Aubrun, *op. cit.*, 38. 田村 龍雄 訳
- (61) *MGH Con.*, l, Nr.434 (a°922), 631.
- (62) 'In sancta synodo ab ipsis sacerdotibus, quorum deputate sunt usibus' Cap.9: *ibid.*, Nr.6 (a°948), 15.
- (63) 'Ut nullus laicorum prespiterum flagellare seu fatigare vel aliquam sibi iniuriam inferre audeat.' Cap.5: *ibid.*, 15.
- (64) *MGH Cap.*, Nr. 140 (ann.818-19), 287-88.
- (65) *Ibid.*, l.2, Nr.191 (a°829), 13.
- (66) *Ibid.*, l.2, Nr.293 (ann.845-46), 413.

- (79) 'Et ut ex possessionibus, quae ecclesiasticae certis indicibus comprobantur, nec plene propter varias necessitates possunt restitui, saltem nonae ac decimae tribuantur.' can. 8. *Ibid.*, t.2, Nr.258 (a⁸853), 266.
- (80) 'placuit, ut... nonae et decimae ipsis ecclesiis, unde subtractae sunt fideliter persolvantur: hi qui eas retinuerint, ut sacrilegos noverint se ab ecclesiae liminibus pellendos.' can. 10: *Mansi*, t.15, col.9.
- (81) 'Ut de rebus Deo sacratis saltem nonae et decimae ecclesiis, quibus jure debentur, fideliter ab his a quibus retinentur ministrentur.' can. 13: *Mansi*, t.15, cols.539-40.
- (82) 'ut nonas et decimas, secundum antiquam consuetudinem, quibus dare debent, postpositis illicitis occasionibus, dare minime differant.' *Mansi*, t.17, col.93.
- (83) *CSJM*, n^o 67 (ann. 751-68).
- (84) *Ibid.*, n^o 57 (a⁸16).
- (85) *Ibid.*, n^o 109 (a⁸60).
- (86) 'significavit... eandem cellam cum rebus ecclesie sue per incuriam rectorum et amotorum (malivolorum) hominum violentiam distractam esse, atque temporibus predecessorum suorum nonas et decimas partibus Sancti Vincentii persolvisse.' *CSJM*, n^o 109 (a⁸60).
- (87) *Ibid.*, n^o 70 (ann. 937-62).
- (88) *Ibid.*, n^o 156 (ann. 941-60).
- (89) *Ibid.*, n^o 103 (ann. 950-58).
- (90) *Ibid.*, n^o 99 (c. 948).
- (91) *Ibid.*, n^o 69 (ann. 948-55).
- (92) P. Viard, *op. cit.*, 233-40; G. Constable, "Nona et Decima..."; *op. cit.*, 250. なき山田 前掲書 一一〇頁以下。倍額十分の一税にこのことは私も山田氏と同様にコンスタブルの見解が基本的には正しいと認めている。
- (93) *Mansi*, t.18, col. 78, can. 2.
- (94) *CSJM*, n^o 68, 74, 60, 399, 87, 190, 428, 402, 206, 243, 420, 442, 341, 154, 542, 441.
- (95) *Ibid.*, n^o 442, 441.
- (96) *Ibid.*, n^o 42, 386, 459.
- (97) 'capellam Beati Maximii quam antecessores nostri per precariam iniuste tenuerunt.' *Ibid.*, n^o 341.
- (98) 'de antiquo iniuste ablate.' *Ibid.*, n^o 243.
- (99) *Ibid.*, n^o 39, 40, 480, 38, 408, 421, 22, 497, 9, 396, 108, 265, 393, 410, 522, 543, 411, 391, 392, 394, 523, 500, 505, 92, 475, 562.
- (100) *Ibid.*, n^o 265.

- (8) *Ibid.*, n^o396, 393, 392, 394, 500, 562.
- (9) *Ibid.*, n^o22, 497, 396, 265, 393, 410, 411, 392, 92.
- (10) 修道院の歴史と改革の私的進歩を扱った研究は次の
 著者の著。M. Dillay, 'Le régime de l'Église privée du XI^e au XIII^e
 siècle dans l'Anjou, la Maine, la Touraine. Les restitutions d'église par
 les laïques', *Revue historique du droit français et étranger* 10 (1925),
 253-94; GMollat, 'Les restitutions des églises privées au patrimoine
 ecclésiastique en France du IX^e au XI^e siècle', *ibid.*, 27 (1949),
 399-423; A. Chédevilles, 'Les restitutions d'églises en faveur de
 l'abbaye de Saint-Vincent du Mans', *Cahiers de civilisation médiévale*
 3 (1960), 209-17.
- (11) 関口、前掲書 一一三頁以下。
- (12) 'et scio quod monachus, nisi ad clericatum promotus, ecclesiae retentis
 ministeris, deservire, ne quid de redivisus ejus seu oblationibus vivere
 debeat et possit', *PL*, t.139, col.442.
- (13) 関口、前掲書 一一三二頁以下。
- (14) クリュニーの証書集の第二九七五号(第四卷一七一頁)まづを
 調査した結果である。なおクリュニーと私有教会制の親密な関
 係を扱った研究としては、G. Tellenbach, 'Zum Wesen der
 Cluniacenser', *Saeculum* 9 (1958), 370-78; H.-E. Mager, 'Studien
 über das Verhältnis der Cluniacenser zum Eigenkirchenwesen', in:
 GTellenbach (Hg.), *Neue Forschungen über Cluny und die
 Cluniacenser*. Freiburg 1959, 169-217. なおマラーの論文はこころ
 は、渡部治雄「クリュニー修道院改革史研究の問題点」『歴史』
 第三十一号(一九六六年)一一一頁を参照せよ。
- (15) C,n^o378(a^o929). 私有教会回祭について供物 oblationes がつか
 ぬ経路は種々あるが、この文は GSchreiber, "Kirchliches
 Abgabenwesen an französischen Eigenkirchen aus Anlass von
 Ordalen: Zugleich ein Beitrag zur gregorianisch-cluniacensischen
 Reform und zur Geschichte und Liturgik der Traditionsnutzen",
Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte 36, kanonistische
 Abteilung 5 (1915), 417-18. をよ。
- (16) 'Est etiam alius error gravissimus, quo fertur altare esse episcopi, et
 ecclesia alterius cuiuslibet domini, cum ex dono consecrata et altari
 unum quiddam fiat quod dicitur ecclesia, sicut unus homo consistat ex
 corpore et anima', *PL*, t.139, cols.465-66.
- (17) C, n^o1628 (a^o983).
- (18) C, n^o1947 (a^o993).
- (19) C, n^o1433 (ann.976-77).
- (20) 'Si necesse fuerit, sepulture recipiamus beneficium', C, n^o2914

- (a^o1037).
- (102) 'Novemint autem qui lecturi vel audituri sunt hanc auctoritatem, quod nostra sedes ex antiqua consuetudine pro lege teneat, ut id de nostris decimis facere liceat.' C, n^o373 (a^o929).
- (103) C, n^{os}373, 408, 484, 1000, 1139, 1553, 1947, 1990, 2692, 2721, 2746, 2813, 2890. 'Aliud vero obsequium nunquam requiratur aut receptio ab episcopo aut a ministris eius.' C, n^o1139 (ann.962-63).
- (104) C, n^{os}493, 912, 920, 941, 942, 1073, 1271, 1501, 1529.
- (105) C, n^o920 (ann.954-94).
- (106) C, n^o1529 (a^o980).
- (107) F. Behrends (ed and transl.), *The Letters and Poems of Fulbert of Chartres*. Oxford 1976, n^o80 (a^o1023), 140-47.
- (108) *Ibid.*, n^o91 (a^o1024), 162-63.
- (109) 関口 前掲書 一三七頁。

Établissement de la dîme et son développement

SEKIGUCHI Takehiko

Le canon 5 du concile de Mâcon II (585) constitue l'une des premières dispositions contraignant les fidèles à verser la dîme sous peine d'excommunication. Il faudra attendre le capitulaire d' Herstal (779), pour que le paiement de la dîme soit une obligation imposée par le bras séculier. Sous les premiers Carolingiens, Pépin le Bref, Charlemagne, et Louis le Pieux confirment l'obligation de payer ces dîmes: la lettre adressée à Lullus, archevêque de Mainz en 755-68; le capitulaire d' Herstal en 779; le synode de Frankfurt en 794; et le capitulaire ecclésiastique en 818/19.

En principe, la dîme est due aux églises paroissiales (= *ecclesiae baptismales*). Chacun doit payer sa contribution là où il faut baptiser ses enfants, entend la messe et reçoit les sacrements. Le lien entre la perception des dîmes et la participation aux cérémonies cultuelles est très net dans la vie des paroissiens. On ne doit donc pas donner la dîme aux chapelles (*capellae*) qui ne sont pas reconnues comme l'église principale de la paroisse ni à plus forte raison à celles qui appartiennent à de grands propriétaires (*seniores*) ou à des abbayes. Mais au cours des huitième et neuvième siècles, l'appropriation de la dîme par les laïcs (*seniores ecclesiarum*) augmente. Le *dominium* des églises est une cause de propriété des dîmes. Pendant ce temps-là l'appropriation de dîme par les monastères devient fréquente à cause de donation émanant de catégories diverses de personnes: évêques, chanoines, prêtres, notamment seigneurs laïcs d'églises privées. Ces derniers sont bienfaiteurs ordinaires.

Des laïques, pour soulager sa conscience, restituèrent les dîmes du IX^e au XI^e siècle. On en trouve des exemples dans tous les cartulaires. La plupart de ces restitutions ne profitaient d'ailleurs pas aux églises paroissiales. Les seigneurs laïques préféraient donner leurs dîmes à des établissements religieux qui avaient la faveur des fidèles. Les monastères furent les principaux bénéficiaires de leurs bonnes résolutions. Mais il ne faut pas s'exagérer ce mouvement de restitution. Nombreux évêques et abbés donnent parfois des dîmes à leurs parents et plus souvent en concèdent en précaire (*precaria*) à leurs vassaux (*vassus, noster fidelis*). C'est ainsi que le mouvement de restitution de dîmes était contrebalancé par de nouvelles spoliations et concessions effectuées par évêques et abbés. Les dîmes devaient demeurer nombreuses dans les mains des laïques.